

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		2
○ 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		3
○ 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		4
	◇ 教育委員会	
○ 北九州市教職員身体検査審議会規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】		5
○ 教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】		6
○ 北九州市教育支援委員会規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導企画課】		7
○ 北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】		8

北九州市告示第 293 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 1 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40904 00542	デイサービス オレア	北九州市小倉北 区日明一丁目 1 2 番 14 号	株式会社デイ ライト	平成 29 年 6 月 1 日

北九州市告示第 294 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40701 02092	デイサービス だんだん	北九州市門司区 大里戸ノ上一丁 目 9 番 26-2 05 号	有限会社和	平成 29 年 5 月 3 1 日
40728 00925	デイサービス センター な かまの和	福岡県中間市中 央四丁目 21 番 6 号	一般社団法人 みのり会	平成 29 年 5 月 3 1 日

北九州市告示第 295 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第 78 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 第 1 号及び施行規則第 140 条の 23 の規定により次のように告示する。

平成 29 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 2021 40	さわやかシーサイドくきのうみ	北九州市若松区くきのうみ中央 2 番 1 号	株式会社さわやか倶楽部	平成 29 年 6 月 1 日

北九州市教職員身体検査審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成29年6月12日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第20号

北九州市教職員身体検査審議会規則の一部を改正する規則

北九州市教職員身体検査審議会規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会事務局教職員部教職員課」を「教育委員会事務局教職員部教職員給与課」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月12日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第21号

教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則の一部を改正する規則

教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則（平成20年北九州市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に改める。

第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第25条の2第4項」を「第25条第4項」に改める。

第5条第1項中「第25条の2第5項」を「第25条第5項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月12日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第22号

北九州市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

北九州市教育支援委員会規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会指導部特別支援教育課」を「教育委員会指導部特別支援教育相談センター」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月12日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会職員人事評価規程（昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市職員定数条例（昭和38年北九州市条例第9号）第2条第1項第3号に定める」を削る。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員に対する人事評価については、教育長が別に定める。

（1） 北九州市職員定数条例（昭和38年北九州市条例第9号）第2条第1項第3号に定める教育委員会の所管に属する教育機関（北九州市立の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に限る。）の職員のうち校長、園長、教員及び実習助手

（2） 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例（平成29年北九州市条例第13号）第1条に定める教職員

付 則

この訓令は、平成29年6月12日から施行する。